

## 随意契約および比較見積省略理由書

本業務は、大型の台風2号及び梅雨前線の影響による大雨により、一級河川東除川 観音橋上下流左岸において、護岸崩壊が発生したため、応急復旧する工事を行うものある。

護岸崩壊箇所は、人家及びインフラ施設に接しており、緊急的に復旧しなければ、今後とも発生が懸念される大雨による再度災害により人家が被災する恐れがあり、速やかに護岸応急復旧工事に取り掛かる必要がある。

株式会社本所建設は、本被災箇所の近傍区間の護岸更新工事を受注しており、現地状況を把握し早急に資機材の準備を行い現地着手することが可能、かつ現場条件のある中で確実な施工を実施するための知識と技術力を有した唯一の企業を選定するものである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を行うものである。それに伴い、財務規則運用第62条関係第2項第10号により比較見積を省略するものである。